

3 章 まちづくりの基本となる ルール

3-1 札幌市自治基本条例



条例検討過程で行った市民自治討論会

3-1 札幌市自治基本条例

本市では、市民がまちづくりの主体であることを明確にし、市民自治によるまちづくりを進めていくために「自治基本条例」を制定した。

条例の検討は平成12年度から始まり、15年度からは市民会議を設置し、約2年間で100回を超える会議を開催し検討した。そして市民意見を募集し、市議会での議論を経て、平成18年第3回定例市議会で議決され、19年4月1日から施行した。

1 条例制定の背景

これまでのまちづくりは、道路や施設などハードの建設に代表されるように、国の主導の下、全国一律の基準で推進されてきた。

しかし、急激な少子・高齢化や環境問題への対応、安全・安心な生活環境の確保など、社会経済情勢の変化に伴い多様化する課題に対して、できるだけ住民に近いところで、地域の実情に応じた的確な対応をするために、地方分権が進められているところである。

これに伴って、自治体が独自に判断できる範囲が広がり、さまざまな地域課題について、自治体自らの責任において決定し、解決に向かってまちづくりを進めていくことが必要となった。また、歴史や文化、自然など地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めることも必要となっている。一方、地域では、自らの力で課題を解決しようとする町内会やボランティア、NPOなどの活動が盛んになってきている。

厳しい行財政状況の中、札幌市として限られた財源でこれらの課題にどのように対応し、何を優先していくのか、市民が納得のいく選択ができるように必要な情報を得られる仕組みや、市民の意見を聴き、市政に反映させる仕組みなどが求められている。このような時代の変化に対応した市民の力をより生かす自治体運営の仕組みとして「自分たちの地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」市民自治の重要性が高まっている。

こうした背景から、まちづくりの基本となる考え方である「自治基本条例」を定め、市民、議会、行政それぞれがその役割を果たしながら、力を合わせて市民自治によるまちづくりを進めることを明確にしたものである。

2 札幌市自治基本条例の特徴

人口が190万人を超える大都市である本市において、市民自治によるまちづくりを進めていくには、身近な地域でのまちづくりがその基盤となる。

そのため、まちづくりセンターや区役所を拠点として、地域特性を踏まえた市民との協働によるまちづくりを進めていくことを明確にしていることが本市の自治基本条例の特徴である(第28、29条)。

3 条例の内容

(1) 前文、目的、定義、位置付け

(前文、第1条～第3条)

前文では、札幌のまちの成り立ちに触れ、住みよいまちを目指して作られた市民憲章を生かして、市民みんなの手で市民自治が実感できるまちを築き、次世代に引き継いでいくことを宣言している。

この条例は、本市のまちづくりに関し、①基本理念、②基本原則、③市民の権利・責務、④議会(議員)の役割・責務、⑤市長と職員の役割・責務等を定め、市民自治によるまちづくりを実現することを目的としている。

この条例では、住民のほか、市外からの通勤通学者、市内で活動する人や団体の力もまちづくりに生かしていくために、「市民」の範囲を広く捉えている。

「まちづくり」は、市が担う市政も含めた暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の全体として幅広く捉えている。

そして、市(議会、行政)と市民はこの条例をまちづくりの最高規範として最大限に尊重し、市は条例の制定改廃等に当たっては、この条例と整合を図っていくことを定めている。

(2) 基本理念(第4条)

①まちづくりは市民が主体であること、②市政は市民の信託に基づくこと、③市民と議員、市長・職員は連携して市民自治によるまちづくりに取り組むこととしている。

(3) 基本原則(第5条)

①まちづくりは市民の参加により行われること、②市と市民は、まちづくりを進めるために

第1部

札幌市のあゆみと将来像

まちづくりの基本ルール

必要な情報を共有すること、③市は、市民の信託に基づき、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重して、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこととしている。

(4) 市民（第6条～第9条）

市民の権利として、①すべての市民はまちづくりに参加できること、②市政に関する情報について公開又は提供を求めることができることを定めている。

市民の責務としては、①市民相互の理解と協力によりまちづくりを進めること、②まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに参加するよう努めること、③参加に当たって自らの発言と行動に責任を持つことを定めている。

また、事業者は「市民」に含まれるが、地域社会に与える影響が大きいため、「事業者の責務」として別に定め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを求めている。

(5) 議会及び議員（第10条～第12条）

議会については、意思決定や監視機能の充実に他、政策形成機能の充実のための調査研究、市民に開かれた議会運営等を定めている。

議員については、総合的な視点に立った公正誠実な職務遂行、調査研究を通じた審議や政策立案活動の充実、まちづくりについての考えを明らかにして市民の声を政策等に反映させるよう努めることを定めている。

(6) 市長及び職員（第13条～第15条）

市長については、本市の代表として公正誠実に職務を遂行すること、まちづくりについての考えを明らかにして市民の声を政策等に反映させるよう努めることを定めている。

また、職員は市民の視点に立って職務を遂行すること、市民自治によるまちづくりを推進する職員を育成すること等を定めている。

(7) 行政運営の基本（第16条～第20条）

市民参加と情報共有を基本とした効率的で公正かつ透明性の高い行政運営、行政運営の基幹である計画、財政、評価等の制度の相互連携などを定めている。

さらに、総合計画策定に当たっての市民参加、健全な財政運営、外部評価を取り入れた行政評価制度の整備と実施、そして、これらの分かりやすい情報提供について定めている。

また、公正で信頼の置ける行政運営を確保するための、必要な制度整備等を定めている。

(8) 市民参加の推進（第21条～第24条）

市は、市政への市民参加を保障し、市民意見が適切に反映されるように努めることを定めている。

そして、参加機会を設ける場合には開催時期や方法に留意するとともに、関係する市民が参加できること、さらに参加者が性別・年齢・障がいの有無等で不当に不利益を受けないよう配慮することを規定している。

また、附属機関の委員の一部を公募するなど幅広い市民が参加できるよう努めること、重要な政策案についての意見公募制度、住民投票、市民によるまちづくり活動の促進、そして、市と市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加できるよう配慮することを定めている。

なお、第23条を具体化するものとして、平成20年4月に「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を施行した。

(9) 情報共有の推進（第25条～第27条）

情報公開、個人情報保護制度のほか、まちづくりに必要な情報を速やかに分かりやすく市民に提供するよう努めること、市政情報を適切な情報伝達手段で市民に提供することを定めている。

(10) 身近な地域におけるまちづくりの推進（第28条、第29条）

まちづくりセンターを拠点として、市民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めることを規定し、まちづくりセンターが市民の活動の場や機会の充実などの支援を適切に行うことを定めている。

また、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意形成のための支援を行い、合意された意見を市政に反映するよう努めること等を定めている。

(11) その他（第30条～第33条）

他の自治体等との連携・協力、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度の評価・見直しの仕組みの整備、この条例を5年を超えない期間ごとに、市民の声を聴いたうえで見直し等を行うことについて定めている。

この評価・見直しを行うための機関として、第33条に基づき、有識者や公募委員で構成する市民自治推進会議を設置している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/jjichi/>